

# 請 願 文 書 表

【平成26年12月定例会議】

受 理 年月日	受 理 号	紹 介 員 紹 議	提 出 者	付託委員会
平成26年 10月23日	請 願 第4号	北野恒男 井村保裕 安平剛之 大木 進	徳島市南矢三町2丁目1-59 聴覚障害者制度改革推進徳島本部 本部長 平 光江	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
<p>(件名・要旨)</p> <p>「『手話言語法（仮称）』の制定を求める」件について</p> <p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもや聾者が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を国に働きかけること。また、そのための意見書を採択し、関係機関に送付すること。</p> <p><b>【請願理由】</b></p> <p>手話とは、音声ではなく手指や顔の表情、体の動きを使う独自の語彙や、音声言語の日本語とは異なる言語体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーション手段として大切に守られてきた。</p> <p>しかしながら、1880年にイタリア・ミラノで開催された「世界ろう教育会議」において、聾学校では手話が禁止され、聾者や手話が差別・偏見の対象にされてきた長い歴史があった。</p> <p>2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。同条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。</p> <p>また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを県民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及することのできる環境整備に向け、国において「手話言語法（仮称）」の制定が必要であると考えます。</p>				